

令和 7 年

第 1 回

定例県議会議案

(附 予 算 説 明 書)

病 院 局 関 係

群 馬 県

令和 7 年第 1 回定例県議会議案目次

第 6 1 号議案	令和 7 年度群馬県病院事業会計予算	5 頁
第 6 2 号議案	群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	9
第 6 3 号議案	群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例	10
第 6 4 号議案	群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の 一部を改正する条例	11

予 算 説 明 書 目 次

令和 7 年度群馬県病院事業会計予算実施計画	15 頁
------------------------	------

予 算 附 属 説 明 書 目 次

令和 7 年度群馬県病院局予算総括表	57 頁
令和 7 年度群馬県病院事業会計病院別予算	58
企業債の令和 5 年度末における現在高並びに令和 6 年度末及び令和 7 年度末 における現在高の見込みに関する調書	61
令和 7 年度の主要事業	62

第61号議案

令和7年度群馬県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度群馬県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	心臓血管 センター	が ん センター	精神医療 センター	小児医療 センター	経 営 戦 略 課	計
1 病 床 数	床 195	床 314	床 265	床 150		床 924
2 年 間 患 者 数	人	人	人	人		人
(1)入 院	46,903	85,410	54,750	40,515		227,578
(2)外 来	65,098	102,124	25,284	43,560		236,066
3 1 日 平 均 患 者 数	人	人	人	人		人
(1)入 院	128	234	150	111		623
(2)外 来	269	422	104	180		975
4 主要な建設改良事業	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(1)病棟等増改築事業	215,930	77,832	65,980	182,630		542,372
(2)医療器械及び備品購入	402,607	1,409,278	42,290	1,296,375	106,518	3,257,068

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	35,352,712千円
第1項 医 業 収 益	28,936,322千円
第2項 医 業 外 収 益	6,416,382千円
第3項 特 別 利 益	8千円

支 出

第1款 病院事業費用	36,846,977千円
第1項 医 業 費 用	36,049,722千円
第2項 医 業 外 費 用	795,251千円
第3項 特 別 損 失	2,004千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,000,713千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,729,375千円
第1項 企 業 債	3,600,000千円
第2項 負 担 金	1,129,371千円
第3項 固定資産売却代金	4千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	5,730,088千円
第1項 建 設 改 良 費	3,799,440千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,930,648千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額（千円）
医 療 器 械 保 守 点 検 業 務 委 託 契 約 一 式	令和8年度から 令和14年度まで	1,225,122
医 事 業 務 等 委 託 契 約 一 式	令和8年度から 令和10年度まで	1,508,917
心臓血管センター 建 物 清 掃 及 び ご み 収 集 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	131,778
心臓血管センター 地 域 医 療 連 携 開 発 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	23,417
がんセンター 中 央 監 視 ・ 設 備 管 理 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	415,393
精神医療センター 警 備 等 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	50,622
精神医療センター 建 物 清 掃 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	97,050
小児医療センター 清 掃 及 び ご み 収 集 業 務 委 託 契 約	令和8年度から 令和9年度まで	144,408

事 項	期 間	限度額（千円）
洋 書 購 読 契 約	令和８年度	36,567
感 染 性 廃 棄 物 収 集 運 搬 及 び 処 分 業 務 委 託 契 約	令和８年度から 令和９年度まで	98,000
診療材料ベンチマークシステム使用契約	令和８年度から 令和９年度まで	4,943
医薬品契約削減交渉支援業務委託契約	令和８年度から 令和９年度まで	11,616
医療材料価格包括契約 交渉支援業務委託契約	令和８年度から 令和９年度まで	15,581
職員定期健康診断等業務委託契約	令和８年度から 令和１０年度まで	33,373
ストレスチェック業務委託契約	令和８年度から 令和９年度まで	3,322
給与等計算システム 運用・保守業務委託契約	令和８年度から 令和１２年度まで	17,690
退職手当管理システム 運用保守業務委託契約	令和８年度から 令和１２年度まで	335
財務会計システム使用契約	令和８年度から 令和１２年度まで	18,513

（企業債）

第６条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限度額（千円）	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
病院増改築等工事	371,000	普通貸借又は証券発行 （証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年9.0% 以 内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
医療器械等購入	3,229,000	同	同	同
計	3,600,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 15,543,978千円

(2) 交 際 費 1,550千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,429,658千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数量
1 取得する資産	医療器械	総合医療情報システム	二式
		循環器用X線透視診断装置	一式
		X線CT装置	一式

令和7年2月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第六十二号議案

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年群馬県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表県立精神医療センターの項中「、外科」を削る。

第十三条中「第二百四十三条の二の八第八項」を「第二百四十三条の二の九第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 県立精神医療センターの診療科目の廃止等を行うとするものである。

第六十三号議案

群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業職員定数条例（平成十一年群馬県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千二百三十三人」を「千二百八十人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 病院事業職員の定数を改正しようとするものである。

第六十四号議案

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

（群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第一条 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十七条中「から第九条まで、第十一条」を「、第七条」に改め、「（第八条の規定については、これらの職員のうち病院管理規程で定める者に限る。）」「を削る。

（群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「から第九条まで、第十一条」を「、第七条」に改め、「（同条例第八条の規定については、これらの職員のうち病院管理規程で定める者に限る。）」「を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例第二十七条の改正規定を除く。）は、令和八年四月一日から施行する。

令和七年二月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 群馬県職員の例に準じ、定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外とする諸手当の改正等を行おうとするものである。